

薬事講習会

～化粧品の広告について～

京都府薬務室指導・啓発担当

1 化粧品とは

薬事法第2条第3項

この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌ぼうぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

あくまでも身体に対する美容及び健康維持に使用されるもので、医薬品や医薬部外品のように身体に対する改善等の効果を標榜できません。

2 広告規制

① 薬事法第66条 誇大広告等（化粧品のみ抜粋。第3項省略）

何人も、化粧品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 化粧品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

② 医薬品等適正広告基準

薬事法第66条を解説したもの

3 不適な広告記載例

(1) 誇大広告

- ① 美白
- ② アンチエイジング
- ③ 真皮層にまで働きかける

(2) 医薬品的効能効果

- ① アトピー肌の改善に
- ② 肌荒れを内側から修復
- ③ 育毛・養毛効果があります

(3) 効果、安全性の保証

- ① 再生医療専門医が処方した化粧品
- ② 皮膚科医師もおすすめする
- ③ 天然成分のため肌荒れの心配はありません

(4) 他社誹謗等

- ① 他の化粧品には危険な化学合成物質が入っていますが…
- ② 化粧品業界を揺るがす幻の新成分配合で…